

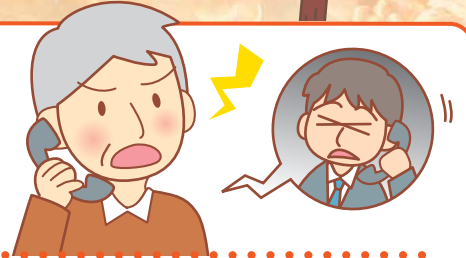


くらしのほっと通信

P.2 こんな誘いに気をつけて!
P.3 その契約、本当に必要?
P.4 消費生活フェア
消費生活講座の案内

高齢者は
狙われています!!

「断ることば」を 用意しましょう!

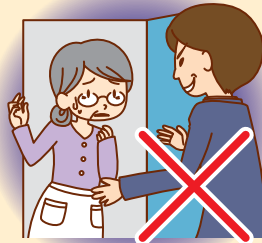


日頃、自宅にいることの多い高齢者や主婦は、悪質業者の格好のターゲットです。あいまいな返事や「話だけなら」と応じると、次々と勧誘されかねません。まず、入り口できっぱり断り、悪質業者につけるスキを与えないようにしましょう。

まず、はじめの対応が肝心!

自宅への訪問販売

- ドアを開けない**
インターホンやドア越しに対応して顔を合わせない
- 家に入れない、上げない**



自宅・職場への電話勧誘

- あいまいな受け答えをしない**
・サッと電話を切る・自宅は留守電にしておくのもよい

悪質業者は騙しのプロ!

- ・すでに出回っている名簿などから話を聞いてくれる人を探しています
- ・最初の対応で、よい感触を得ると次から次へと勧誘してきます

あやしい
話は聞かない!



次に、用意しておく「断ることば」

「お断りします」 「契約はしません」
「必要ありません」 「いりません」

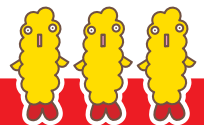


さらに

家では…「お帰りください」
電話では…
「電話を切ります」
「失礼します」
「もう電話を
かけないでください」
店では…「帰ります」

再勧誘は禁止されています

訪問販売や電話勧誘販売で、**消費者が契約を断った後の勧誘は禁止されています**。(特定商取引法第3条の2、第17条)
違反した業者には業務停止などの行政処分が行われます。
名古屋市消費生活条例でも「拒絶した者への再勧誘」を禁止しています。



はっきりと「断る意思表示」をすることが重要です

相談

月
～
金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土
・
日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

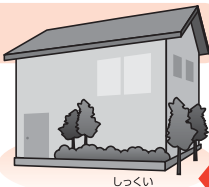
こんな誘いに気をつけて!



悪質業者のペースにうまく乗せられて、契約をしてしまった!!

事例1 屋根の修繕工事

「近所で工事をしているので、ごあいさつに」と業者が来訪。サービスで**無料点検**すると言うので頼んだところ、屋根を点検して、「漆喰がはがれている」とカメラの画面を見せられた。不安になり**70万円の工事の契約をした**。

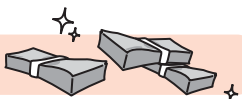


アドバイス

あいさつを口実に訪問して、**不安をあり契約を急がせる手口**です。実際には必要のない工事や不当に高額な契約をさせることも。この事例は訪問販売なので、後で冷静になってやめたい場合、**契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフ**できます。

事例2 金融商品の電話勧誘

以前、電話で「上場すればもうかる」と言われて、未公開株を買ったが業者とは電話が繋がらなくなった。最近、**別の業者から「損を取り戻してあげる」と電話**があり、カタログが届いた。今度は、**社債を勧誘されて購入した**。



アドバイス

金融商品では、**複数の業者が登場してきて勧誘する「劇場型」の手口**が横行しています。一度払ったお金を取り戻すのは困難な場合がほとんどです。**早急に、消費生活センターへご相談ください**。

悪質業者の不意な訪問や電話にはとまどうもの。事前に手口を知り、はじめに断るのが効果的です。

▼悪質業者がよく使うセリフ

今だけ
ここのだけ・あなただけ
キャンペーン中
特別に割引します
お得です

このままでは危険
病気がなおり
すぐに修理が必要

元本保証
高利回り・高配当
値上がり確実
必ず・絶対もうかる
被害を回復

金融商品の場合

「断ることば」の出番です!

「断ることば」をはっきり伝える

断ります

お断りします

お帰りください

契約はしません

興味はありません

いりません

悪質業者とは話をしないのが一番です

あいまいな返事はしない

悪質業者は勝手に「OK」と受け取る

×「いいです」……→「良いです」
 ×「けっこうです」……→「結構なことです」
 ×「考えておきます」→前向きな態度にとり、また連絡してくる

断る理由を言う必要はありません

・理由を言うと話のきっかけを与えて、勧誘が続く
 ・家族の状況や収入など個人情報を伝えてしまう

×「今は忙しい」……→「いつ頃なら、よいですか?」
 ×「夫に相談します」……→「何時頃、帰宅されますか?」
 ×「娘(息子)に怒られる」……→「同居されてますか?」
 ×「年金生活でお金がない」→「分割払いもできます」

悪質業者ではない
場合でも慎重に

その契約、 本当にあなたに必要ですか??

友人・知人からの誘い

学生時代の古い友人から、数年ぶりに連絡があり、会いたいと言うので了解した。会うなり「よいもうけ話がある。出資すればもうかる」と説明を始めた。



簡単にもうかる
うまい話はない

マルチ商法(ネットワークビジネス)や、あやしい投資の場合もあります。

金融機関からの勧誘

定期預金が満期になり、銀行へ出かけたら、投資信託を勧められた。**仕組みはよくわからなかったが「よい商品」と言われて契約。**中途解約したら元本割れした。元本割れするなら契約しなかった。



わからない契約はしない

契約してから「知らなかった」「説明されていない」と言っても、契約の内容は契約書に基づくこととなります。わからないことは、何度でも聞いて、納得できたら契約するとよいでしょう。

*迷ったらやめる

*不要なものはキッパリ断る

- ・知らない相手の訪問や電話は警戒する
- ・知人の誘いでも、不審だと思ったらすぐに断る

・勧誘してもムダだと相手に早めに思わせる
・お互いに不愉快な思いをしないよう、丁寧なことばで、電話は静かに切る
・ひとりで悩まず、家族や身近な人、消費生活センターへ相談する



勧誘を断ればよいことはわかっていても、断るのは難しい。住所や電話番号も知られているし…。

そう思って、話を聞けば聞くほど、断りにくくなります。顔を会わせていればなおさらです。「これだけ説明させておいて断るのか!」とすこまれたり、嫌がらせの電話をされた例もあります。

脅されたり、恐怖を感じたら、最寄りの警察に相談しましょう

ご注意! テレビショッピングなどの通信販売

事例 テレビで「今なら、お試しで半額」というコマーシャルを見て、注文した健康食品。1つ頼んだのに翌月も届き、定価の請求書が入っている。いらないので返したい。



「今だけ割引」「限定品」「先着〇名」などは魅力的なことばですが、**本当に今、その商品が必要なのかよく考えましょう。**

アドバイス

契約内容を確認すると、翌月以降も毎月、商品が届く販売システムでした。不要であれば、決められた期間に連絡すると商品が送られることはありません。

短い放送時間では詳しいことがわからないので、注文時に、契約内容をしっかり聞く。また、通信販売にクーリング・オフはありません。返品可否と条件も確認することが重要です。

名古屋市消費生活フェア イベント☆2012 入場無料

めざそう! 賢い消費者 ~広げよう!つながりの輪~

多彩なイベントで楽しく学べる消費生活情報がいっぱい。
毎日の暮らしにきっと役立ちます。
お子様向けの体験コーナーもあります。ぜひ、ご来場ください!!

日時 11月3日(祝・土)・4日(日)
午前10時30分~午後3時30分

開催場所 オアシス21「銀河の広場」(地下鉄「栄」、名鉄「栄町」下車)

問合せ先 名古屋市 市民経済局 消費流通課 ☎972-2434



昨年の様子

消費生活講座 受講者募集

受講料
無料



テーマ 人生80年時代の生活設計

◆全4回 時間/午前10時~正午

No.	日程	テーマ	講師(敬称略)
1	11月13日(火)	年金はこれからどう変わる?	社会保険労務士 秋田 映子
2	11月20日(火)	成年後見制度の役割	名古屋市成年後見 あんしんセンター
3	11月27日(火)	「認知症」を正しく理解するために	(公社)認知症の人と家族の会 愛知県支部代表 尾之内 直美
4	12月4日(火)	最近のお葬式事情	名古屋葬祭業協同組合 理事

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室(伏見ライブプラザ12階)

募集人数 100名(定員を超えた場合は抽選)

応募方法 「往復はかき」に①講座名②住所③氏名(ふりがな)④電話番号を明記の上、10月31日(水)までに当センターへ(必着)ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライブプラザ11階 名古屋市消費生活センター 消費生活講座係

*受講者募集についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

あやしい社債や外国通貨など、金融商品の被害に気をつけましょう 「金融商品等特別相談」窓口

愛知県弁護士会投資被害弁護団の弁護士による無料の面接相談(要予約)など迅速に対応します

相談電話 ☎052-222-9671

相談受付 月曜~金曜 午前9時~午後4時15分
(弁護士相談 午後1時30分~午後4時)
祝日・年末年始を除く

10月1日(月)
より開設

啓発ステッカー配布のご案内

「悪質な訪問販売お断り」ステッカー



くらしの情報プラザで、無料配布しています。郵送も可能です(郵送料はご負担いただけます)。詳しくは指導係(☎222-9679)へお問合せください。

名古屋市在住・在勤・在学の方 利用のご案内

相談室

受付時間 月~金曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9671 消費生活相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月~土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9677
※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライブプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙/リサイクル紙を含む再生紙を使用しています。